

○文部科学省告示第百五十三号

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>七 工学を専攻する研究科以外の基本組織を置く場合は、別表第一の表の中欄に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数の研究指導教員を置くとともに、原則として、同表の下欄に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数以上置くものとする。</p>	<p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に設置されている大学院を置く大学の工学を専攻する研究科以外の基本組織に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることができる。